

(一社)福島県解体工事業協会郡山支部と
「災害廃棄物の収集運搬等に関する協定」
を締結します



ターゲット 12.5



ターゲット 13.1

令和3年2月15日

郡山市生活環境部

3R推進課

担当：安藤 憲世

TEL：924-2181

SDGs ターゲット 12.5 「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

13.1 「気候関連災害や、自然災害に対する強靱化（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」

大規模な地震災害や風水害などの自然災害の発生時に、建築物等の解体等に伴う災害廃棄物を適正かつ円滑に処理し、生活環境の保全や公衆衛生の確保はもとより、一日も早い災害からの復旧や市民生活の再建を図るため、一般社団法人福島県解体工事業協会郡山支部様と「災害時における建築物等の解体等に伴う災害廃棄物の収集運搬等に関する協定」を締結します。

1 日 時 2月18日（木） 午後1時15分

2 場 所 市役所庁議室（本庁舎2階）

3 出 席 者 一般社団法人福島県解体工事業協会郡山支部
郡山支部長 根本 守 様（㈲根本産業）
鈴木 定夫 様（㈲サンレー郡山）
廣田 耕一 様（郡山市議会議員）
新田 孔一 様（行政書士法人 新田事務所）

郡山市
郡山市長
生活環境部長

4 協定内容 (1)災害ごみの収集運搬
(2)災害廃棄物の撤去(解体)処分